

公益社団法人静岡県薬剤師会職員の 継続雇用に関する規程

平成26年3月13日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会就業規程（以下「就業規程」という。）第32条第2項の規定により、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）に勤務する高年齢者継続雇用職員（以下「継続雇用職員」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において継続雇用職員とは、就業規程に定める定年退職後において引き続き再雇用された者をいう。

(法令との関係)

第3条 継続雇用職員に関し、労働協約、労働契約及びこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令及び県薬の関係諸規程の定めるところによる。

(再雇用の方法)

第4条 再雇用は、定年退職者が引き続き勤務することを希望した者について行う。ただし、解雇事由に該当する者については、再雇用を行わない。

(再雇用の期間)

第5条 再雇用の期間は、定年退職の日の翌日から満65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

2 再雇用に関する労働契約（以下「契約」という。）は、1年を超えない範囲内で更新する

(有給休暇)

第6条 定年退職後、引き続き継続雇用職員となった者の当該契約期間における有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 契約期間が更新された場合の当該契約期間における有給休暇は、15日とする。

3 契約期間が更新された場合、前項に規定する有給休暇の未使用の日数及び時間は、当該契約期間に限り繰り越すことができる。

(勤務時間等)

第7条 継続雇用職員の勤務時間、勤務を要しない日、勤務時間等の特例及び休日は、

就業規程を準用する。

(給与)

第8条 継続雇用職員の給与は、公益社団法人静岡県薬剤師会職員給与規程を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、定年退職後、引き続き継続雇用職員となった者の給料の月額、当該退職時の給料の月額に、100分の50から100分の100までの範囲内において会長が定める割合を乗じて得た額とし、その額は契約締結（更新）時において確定する。

(退職手当)

第9条 継続雇用職員には、退職手当は支給しない。

(懲戒)

第10条 継続雇用職員が、定年退職となった日まで引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規程に定める懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(休職)

第11条 継続雇用職員には、就業規程に定める休職は適用しない。

(特例)

第12条 財政事情その他特別の事情により、この規程によることができないときは、会長は理事会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(規程の制定及び改廃)

第14条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年3月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。